

平成31年度LAN端末(共有PC)借上仕様書

1	リース物件名	平成31年度LAN端末(共有PC)借上(別紙内訳書のとおり)
2	品質・形状・寸法 又は型式	別紙リース物件内訳書参照
3	設置場所	横須賀市役所本庁舎及び本市指定場所
4	リース期間	平成31年9月1日から平成36年8月31日までの60ヶ月とする。
5	保守契約	購入金額に含む(別紙詳細仕様書のとおり)
6	リース物件 設置・撤去費用	搬入費用は賃貸人の負担とする。 納品する物品の設置の必要はない。 撤去費用は、所有権の移転に伴い発生しない。
7	動産総合保険	この契約が存続する期間中、賃貸人を契約者とする動産総合保険契約を損害保険会社と締結すること。
8	リース物件の 固定資産税	固定資産税は非課税のためリース料に算入しないこと。
9	リース期間 満了後の措置	賃借人の所有権に帰属
10	契約方法	長期継続契約によるリース契約(初年度は総価契約、2年度目以降は月額契約)
11	支払方法	1月分ごとの後払いとする。
12	入札金額	60ヶ月分のリース料率で算定し、初年度の支出予定となる7ヶ月分の借上金額を入札金額として記入すること。
13	その他事項	①落札者は、納入物品の明細(リース物件内訳書と同一の項目及び規格を記載すること)を、速やかに本市へ提出し、仕様書どおりであることの承認を得ること。 ②本件リース契約におけるリース対象物品は、同機種同バージョンのもので統一すること。 ③製造中止等により当該物品の納入ができないときは、後継品または同等品での納入とする。この場合、納入前に代替品の了承を得ること。
14	連絡先	横須賀市政策推進部情報政策課 山口 046-822-9990(直通)

リース物件内訳書

(税抜き)

No.	リース物件名	品質・形状・寸法 又は型式	単位	数 量	月額リース料(円)
1	共有パソコン	別紙詳細仕様書のとおり	台	235	
2	共有パソコン用セキュリティワイヤー	別紙詳細仕様書のとおり	本	235	
3	マイクロソフト社 Microsoft Office Professional 2016	ボリュームライセンスで 購入すること。	本	235	
4	DVD再生用ソフトウェア	メーカー・製品の指定なし	本	235	
5	DVD+-R/CD-R/CD- RW ライティングソフト ウェア	メーカー・製品の指定なし	本	235	
8	デジカ社製 WinRAR	最新のバージョンで購入 すること。	本	235	
9	イメージバックアップソ フトウェア	(株)シマンテック製 Symantec Ghost	本	235	
計					

※月額リース料欄は、契約者が記入する。

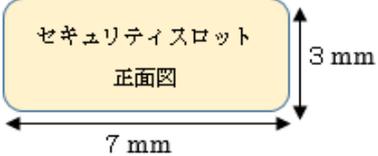
詳細仕様書

1. 共有パソコンの仕様

項番	項目	詳細仕様
1.1	前提条件	ノート型のパソコン(新品)であること。
1.2		同機種同バージョンのもの(マウスを含む)で統一すること。
1.3		日本国内で一般的に流通している製品とする。
1.4		下記OSの日本語版をサポートしていること。 ・Microsoft Windows 10 Pro(64bit)
1.5	OS	Microsoft Windows 10 Pro(64bit版)
1.6	CPU	・Intel Core(TM) i5またはIntel Core(TM) i7またはIntel Core(TM) i9とする。 ・上記以外のものを選定する場合は、上記と同等以上の性能を有するものとする。その場合は上記と同等以上の性能を有することを説明した理由書を提出の上、本市の承認を得ること。
1.7	メモリ	8GB以上有すること。
1.8	SSD	合計256GB以上
1.9	ネットワークインターフェース	1000BASE-T および 100BASE-TX対応の有線インターフェースを有していること
1.10	無線機能	IEEE 802.11a/b/g/n/ac準拠のワイヤレスLANを内蔵していること。
1.11	オプティカルドライブ	CD・DVDの読み込み、書き込みができるドライブを内蔵していること
1.12	キーボード	JIS準拠キーボードを有すること。また、本体にポインティングデバイスを有すること。
1.13	マウス	ノート型パソコン本体に接続可能なスクロール機能を有するUSB対応マウス(光学式)を添付すること。スクロールボタンは回転式であること。レバー式は不可とする。選定したマウスが使用可能なマウスパッドを添付すること。
1.14	サウンド機能	本体内蔵のスピーカによるサウンド機能を有すること。また、そのサウンドを聴くためのヘッドホン端子をパソコンを閉じた状態で接続できる位置にもつこと。
1.15	USBインタフェース	本体に2つ以上の空いているUSBインタフェース(規格はUSB2.0以上でタイプAのもの)を有し、うち少なくとも1つはパソコンの側面に配置すること。
1.16	ディスプレイ	ディスプレイは、15インチ以上のTFTカラー液晶であること。また、最大解像度は横1,300ドット以上、縦700ドット以上であること。

1.17	リカバリディスク等	納品時の状態に戻せるように、リカバリディスクとドライバディスクを必要数(最低1枚)添付すること。 ※ディスクがオプションとして提供されていない場合は、CD-RまたはDVD-Rで作成したものを納品すること。
1.18	パソコンの保守パック等について	本調達にて導入するパソコンに関する保守対応の内容を以下に示す。落札者は、落札後、速やかに保守事業者と調整し、パソコンの修理受付窓口の連絡先、有償修理の際の担当部署等を文書にて提示すること。
1.19		パソコンには、保守パックを付属させること。 ※保守内容をバックで提供できない場合は、以下の条件を満たす保守内容とすること。
1.20		本調達にて導入するパソコンをリース開始日から5年間、パソコンメーカーによるオンサイト保守対応を、追加費用なしで行うこと(バッテリー等の消耗品は除く)。保守対応時間は平日(月～金)9時～17時(12月29日から1月3日は除く)とすること。
1.21		パソコンのリース開始日から5年間、本市からの依頼に対して、パソコンメーカーによるオンサイト保守対応を行えるよう、保守部材及び要員の確保を行うこと。
1.22		障害発生時、迅速かつ適切に対応できるよう電話、および電子メールによる問合せ窓口を有していること。また、機器納入後、速やかに、その体制を文書にして提出すること。
1.23		電話によって障害から復旧ができないと判断された場合には、オンサイトでの障害対応を連絡した翌日(休日の場合は翌営業日)までに開始できること。作業後はその内容を文書で報告すること。
1.24		出先拠点を含むパソコンの修理は、原則、本庁舎(横須賀市小川町11番地)にて行う。出先拠点から本庁舎への回収は、本市が行う。
1.25		パソコン内蔵のSSDが故障した場合、故障したSSDは本市によるソフトウェアを用いたデータ消去後の引き渡しとなることに同意すること。また、故障したSSDのデータ消去ができない場合は、正常に動作するSSDの交換作業を有償にて実施すること。その際、本市でデータ消去ができない故障したSSDは、別途市側で廃棄するため回収しないこと。

2. 共有パソコン用セキュリティワイヤーの仕様

項番	項目	詳細仕様
3.1	条件	<p>①同機種同バージョンのもので統一すること ②シリンダ錠付ワイヤーであること ③1本のセキュリティワイヤーに対し、カギが2本ついていること ④マスターキー対応していること ⑤複数の異なるカギすべてを1本のカギで開閉できるようにマスターキーをつけること ⑥以下のセキュリティスロットのサイズに対応していること</p>  <p style="text-align: center;">セキュリティスロット 正面図</p> <p style="text-align: center;">7 mm</p> <p style="text-align: right;">3 mm</p>

詳細仕様書

4. 共有パソコンのクローニングについて

項番	項目	詳細仕様
4.1	検証機の納入について	落札者は、平成31年6月末日までに、「マスターPC」を作成する検証機として、本調達にて導入するノート型クライアント端末のうち、3台を本市に先行して納入すること。
4.2	パソコンの設定について	<p>パソコンの設定手順は、次のとおりである。</p> <p>①「マスターPC」を作成する。</p> <p>②「マスターPC」をもとに、パソコンへ「クローニング」を行う。</p> <p>③「クローニング」の完了したパソコンへ「キッティング」を行う。</p> <p>①及び③は、本調達には含まない。本市または本市が別途委託した事業者が実施する。</p> <p>「マスターPC」とは、本市の基本設定を施したクローニングの基となるパソコンのことである。</p> <p>「クローニング」とは、「マスターPC」と同様の設定（OSのプロダクトキー、OSの設定、アプリケーション設定等を含む）を他のパソコンにコピーする作業のことである。</p> <p>「キッティング」とは、コンピュータ名、IPアドレス等、パソコンをネットワークに接続して使用するために必要な一意のネットワーク情報を設定する作業のことである。</p>
4.3	パソコンの「マスターPC作成」時における留意事項について	「マスターPC」の作成およびクローニングに必要なソフトウェア及びインストールに必要なプロダクトキーは、「マスターPC」作成に間に合うように用意すること。
4.4		「マスターPC」の作成時に、設定内容の検討を支援すること。問い合わせは本市または本市が指定した事業者が実施する。支援は本市にオンサイトにて行うこと。
4.5		「マスターPC」は本市が作成するが、設定方法に関する問い合わせ対応及び現地支援を行うこと。なお、問い合わせは本市または本市が指定した事業者が行う。
4.6	パソコンのクローニングにおける留意事項について	クローニングは、本市が提示した「マスターPC」と指定するクローニングソフトウェア（Symantec Ghost）を用いて実施すること。「マスターPC」の提示方法は、別途、本市が指示する。
4.7		クローニングソフトウェア（Symantec Ghost）を使用して作成したリストア用ディスク（納入時の設定状態に戻せるもの）を納入すること。また、リストアの手順書を添付すること。
4.8		クローニングは、リース開始日前日までに終了し、リース開始日前日までに本市が指定する場所（横須賀市小川町周辺）へパソコンを搬入すること。
4.9		落札者は、クローニングを本市で実施することはできない。落札者が、クローニング実施場所を確保すること。
4.10		クローニング時のパソコンの保管は、落札者が責任を持って盗難、紛失、損傷、劣化等を防止して実施すること。

5. その他の条件

項番	項目	詳細仕様
5.1	リース物品の納入について	リース物品の納入については、次のとおり想定している。なお、詳細は、別途、落札者と本市が協議のうえ決定する。
納入場所：横須賀市役所本庁舎及び本市指定場所		
納入日時：リース開始日前日までの平日（月～金）9時から17時		
納入回数：1回		
		ダンボールや空箱の開梱、及び回収は含まない。
5.2	納入するパソコンの状態等について	納入するパソコンは、本市が別途指定するクローニングを完了した状態であること。
5.3		納入後1年以内に、パソコンが正常にクローニングされていないことが判明した場合は、落札者の責任及び費用負担にて修正を行うこと。
5.4	台帳の提出	パソコンのシリアル番号、MACアドレス等を一覧にした台帳を提出すること。内容やフォーマットは事前に本市と協議のうえ決定すること。